

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成28年度フォローアップ調査結果のポイント

別紙 1

1 放送コンテンツの製作取引の有無

○放送事業者の69.9%、番組製作会社の82.7%が、調査対象期間中に放送コンテンツの製作取引があったと回答

⇒放送事業者：69.9%[地上基幹放送事業者:99.1%、衛星系放送事業者:70.9%、ケーブルテレビ事業者:57.8%]

⇒番組製作会社:82.7%[地上基幹放送事業者と製作取引があった番組製作会社:76.2%、衛星系放送事業者:32.1%、ケーブルテレビ事業者:16.4%]

2 ガイドラインの認知度

○ガイドラインの認知度は、放送事業者と番組製作会社の合計で91.7%まで上昇(昨年度調査結果では73.1%)

・ガイドラインを知っていると回答した者の割合

⇒放送事業者：95.6%(76.5%)[地上基幹放送事業者:100%(95.6%)、衛星系放送事業者:97.4%(88.1%)、ケーブルテレビ事業者:92.1%(58.6%)]

⇒番組製作会社:87.4%(69.0%)

<参考>ガイドラインは、現在、地上基幹放送事業者にかかる取引のみが対象

3 取引内容に関する事項

○概ね昨年度調査結果と同じ傾向がみられた

(1) 発注書の書面交付が行われていない場合があった

・発注書の書面交付について、「交付しない(受けなかった)場合があった」又は「交付を全くしていない(受けなかった)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:21.5%(23.8%)、番組製作会社:42.4%(40.9%)

(2) 回答割合について、放送事業者と番組製作会社との間で大きな違いが見られた事項があった

①著作権の帰属

・完全製作委託型番組(完パケ番組)の製作委託をする(受ける)際に、その番組や素材に関する著作権等の取扱いについて「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった」又は「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:14.0%(15.5%)、番組製作会社:42.1%(31.3%)

②取引価格の決定

・放送番組の製作委託をする(受ける)際に、取引価格の決定について「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった」又は「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:2.4%(0.6%)、番組製作会社:32.7%(30.6%)

③取引内容の変更及びやり直し

・「当初の発注書や契約書に記載のない業務の追加の発注や、やり直しを要請した(要請された)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:2.0%(5.7%)、番組製作会社:17.3%(18.5%)

・「追加の発注ややり直しを要請した(要請された)」と回答した者のうち、追加の発注ややり直しを行なうための追加費用について「協議がなく、放送事業者が一方的に決定した割合を支払った(支払われた)」又は「追加の費用を支払わなかった(支払われなかった)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:16.7%(7.1%)、番組製作会社:54.2%(50.0%)

()は昨年度調査結果